



® 平成 29 年 6 月 5 日 (月)
No. 14458 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

拒絶査定不服審決取消訴訟

(「タイヤ」に関する本件発明と引用発明の相違点誤認に基づく
進歩性誤認事件) [上] (全2回)

—平成28年(行ケ)第10079号、平成28年11月16日判決言渡—

本件発明と引用発明との相違点1を当業者が容易に想到したものであるとした審決の判断は取消事由があるとする原告の主張は、引用例1に接した当業者であれば、第1表に示されたゴムA及びゴムBは、非発泡性ゴムであると認定するので、審決は引用例1の認定を誤った結果、相違点1は当業者が容易に想到し得たものと主張する。判決は、原告の引用例1の認定は誤りであると判示し、審決の引用例1の認定は原告の主張するような誤りがあるとはいえないとし、本件発明と引用発明は技術的に相違するものであるから、本願発明を引用例1の記載に基づいて当業者が容易に想到することができるとはいえないと自判して、結論として取消事由1は理由がありとし、審決を取り消した事例である。併せて被告



特許業務法人 三枝国際特許事務所

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜TNKビル
TEL: 06-6203-0941 (代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長 中野 睦子*
社員 菱田 高弘*

化学・バイオ部

宮川 直之* 森嶋 正樹
河合 永文* 幸 芳*
北野 善基* 淀谷 幸平*
難波 泰明 東野 匡容*
八木 祥次 兼本 伸昭*
田中 厳輝 柴垣 善行
西橋 毅 野村 千澄

知財情報室

関 仁士

機械・電気部

鈴木 由充 新田 研太
鶴 寛 植田 慎吾
奥山 美保

商標・意匠部

松本 康伸* 小川 雅加美*
前田 幸嗣* 青木 覚史
中川 博司

顧問

小原 健志*

SAEGUSA & PARTNERS

代表社員・相談役 三枝 英二*
代表社員・所長 林 雅仁*

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区豊が間3-8-1 虎の門三井ビル9F
TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長・東京オフィス所長 斎藤 健治
社員・副所長 岩井 智子

化学・バイオ部

藤田 雅史 池上 美穂
鴻 宗義

商標・意匠部

田上 英二 中村 剛



*特定侵害訴訟代理可能

www.saegusa-pat.co.jp

の主張は誤りであることが判示されている。

第 1 裁判所の認定及び判断

1 本願発明について

本願発明に係る特許請求の範囲は、下記第2の1記載のとおりであるところ、本件明細書には、おおむね、明細書に記載があることを考慮して、以下の本発明の要旨を認定した。

本願発明のタイヤは、タイヤのトレッドに、該トレッドの少なくとも接地面を形成する表面ゴム層と、前記表面ゴム層のタイヤ径方向内側に隣接する内部ゴム層とを有し、前記比 M_s/M_i は0.01以上1.0未満であり、前記表面ゴム層の厚さは0.01mm以上1.0mm以下であり、前記トレッドは、ベース部のタイヤ径方向外側に隣接して、該トレッドの少なくとも接地面を形成するキャップ部を配置した積層構造を有し、前記キャップ部が前記表面ゴム層および前記内部ゴム層を含み、アンチロックブレーキシステム(ABS)を搭載した車両に装着して使用し、前記表面ゴム層は、前記内部ゴム層のタイヤ径方向外側で前記内部ゴム層にのみ隣接し、前記表面ゴム層は、非発泡ゴムから成り、かつ、前記内部ゴム層は、発泡ゴムから成り、前記表面ゴム層のゴム弾性率 M_s が前記内部ゴム層のゴム弾性率 M_i に比し低いことを特徴とする。

本願発明では、接地面に内部ゴム層Iより低い弾性率の表面ゴム層Sを配置することによって、タイヤの使用初期に接地面積の十分な確保が図られ、十分な初期氷上性能が得られ、氷上性能が、タイヤの使用開始時から安定して優れた、トレッドに発泡ゴムを適用したタイヤを提供することができる。

2 引用発明(考案)について

(1) 引用例1には、おおむね実用新案登録請求の範囲記載の考案が記載されているとして引用発明を認定した。

ア 実用新案登録請求の範囲

トレッドの本体層の表面に、タイヤ製品時での厚みが0.5mm以下、ピコ摩耗指数が50以下である皮むき用の表面外皮層が形成されたことを特徴とするタイヤのトレッド構造

イ 引用発明(考案)の特徴

引用発明(考案)は、走行により容易に皮むきしやすい表面外皮層を積極的にトレッド本体層の表面に皮むき用の外皮層として形成したので、ペントスピュー及び離型剤は従来に比して短い走行距離でこの表面外皮層とともに除去され、速やかに皮むきがなされる。したがって、早期に所定の性能を発揮することができるものである。この点ペントスピューと離型剤の皮膜の除去を早期に達成し、所定の性能を速やかに発揮させる要請の大きいレーシングタイヤについても極めて有効である。引用発明は、従来、早く摩耗する皮むき用の表面外皮層を設けて、ペントスピューと離型剤を表面外皮層とともに除去することにより、本来のトレッド表面を出現させるものである。

(2) 引用発明の認定の誤りについて

原告は、引用例1に接した当業者であれば、第1表に示されたゴムA及びゴムBは、非発泡性ゴムであると考えられることができるとして、本件審決は、この点を看過していると主張する。

しかし、本件審決も、表面ゴム層については、非発泡ゴムから成ることを前提として判断している。一方、本体層については、引用例1の「本体層については特に限定されない。・・・また発泡ゴムを用いても差し支えない。ゴム配合も一般のスタッドレス配合等種々採用できる。」との記載からすれば、非発泡ゴムに限ることが開示されているとはいえない。

したがって、引用発明についての本件審決の認定に誤りがあるとはいえないから、原告の上記主張は理由がない。

3 取消事由(本願発明の容易想到性の判断の誤り)について

(1) 本願発明と引用発明との相違点